

「第3次鳩山町地域福祉推進プラン（素案）」 「第7期鳩山町障がい者福祉計画（素案）」 「第9期鳩山町高齢者福祉総合計画（素案）」に対する意見募集

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、計画の素案の段階からご意見を募集します。寄せられたご意見などを踏まえて鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会、鳩山町介護保険事業計画及び老人福祉計画策定推進委員会、鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会で検討するなど、最終的な計画づくりを進めます。

■**閲覧・貸出先** 役場長寿福祉課（本庁舎1階）、役場東出張所、地域包括支援センター、町立図書館、町社会福祉協議会

※町ホームページでも閲覧できます。

■**提出方法** 意見を文書にまとめて直接持参、郵送、FAXまたはEメールで送ってください。様式は自由ですが、住所（在勤の方は会社名と所在地、在学の

方は学校名と所在地、利害関係を有する方は利害内容を明記）、名前、電話番号は必ず記載してください。※郵送の場合、期限内必着となります。

■**提出期間** 令和5年12月20日（水）～令和6年1月22日（月）

■**提出先・問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 役場長寿福祉課

地域福祉・障害者福祉担当（第3次鳩山町地域福祉推進プラン（素案）、第7期鳩山町障がい者福祉計画（素案）） ☎ 296-1241（直通）FAX 296-3390（課専用）メール h140@town.hatoyama.lg.jp

介護保険担当（第9期鳩山町高齢者福祉総合計画（素案）） ☎ 296-1210（直通）

メール h190@town.hatoyama.lg.jp

様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。

※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■**募集期間** 12月11日（月）～令和6年1月12日（金）※期限内必着となります。

■**提出先・問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 産業環境課 環境保全・生活安全担当 ☎ 296-5894 FAX 296-7557 メール h230@town.hatoyama.lg.jp

※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■**募集期間** 12月22日（金）～令和6年1月22日（月）※期限内必着となります。

■**提出先・問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場政策財政課 政策・広報・DX推進担当 ☎ 296-1212 FAX 296-2594 メール h220@town.hatoyama.lg.jp

「第2次鳩山町空家等対策計画（案）」に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、「第2次鳩山町空家等対策計画（案）」に関するご意見等を募集します。寄せられたご意見などを踏まえて、鳩山町空家等対策協議会などで検討し、最終的な計画づくりを進めます。

■**閲覧・貸出先** 役場産業環境課（本庁舎3階）、役場東出張所、町立図書館

※町ホームページでも閲覧できます。

■**募集方法** ご意見等を文書にまとめて、直接持参（土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メールでご提出ください。

「鳩山町地域公共交通計画（案）」に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんから寄せられたご意見などを踏まえて、最終的な計画づくりを進めます。

■**閲覧・貸出先** 役場政策財政課（本庁舎2階）、役場東出張所、町立図書館

※町ホームページでも閲覧できます。

■**募集方法** ご意見等を文書にまとめて、直接持参（土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メールでご提出ください。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。



「避難行動要支援者名簿」への登録を受け付けています

「避難行動要支援者名簿」は、災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）の情報を把握し、災害時の安否確認や避難支援を速やかに行うため作成するものです。平常時には、声かけや見守り活動に役立てます。登録を希望する方はご相談ください。

■登録できる方

次の①～③のいずれかに該当し、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断や避難行動を自ら行うことが困難な方（家族等の介助により、避難に

支障がない方を除きます。）

①高齢者：要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方及び高齢者のみの世帯の方

②障がい者：身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳㉠・Aを有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方

③その他災害時に支援が必要である方

■**問合せ** 役場総務課 ☎ 296-1214

埼玉西部クリーンセンターを避難所に指定しました

町では、大規模災害等の発生に備え、避難所の確保に取り組んでいますが、この度、令和5年11月1日付けで、埼玉西部環境保全組合と協定書を締結し、「埼玉西部クリーンセンター（愛称:クリーンセンターはとやま）」を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しました。なお、町指定の避難所は全て同時に開設

されるわけではありません。災害時に避難所へ避難をするときは、避難所の開設状況について、町が発信する情報（エリアメール等）を確認し、開設された避難所に避難するようお願いします。

■**所在地** 鳩山町大字熊井819番地

■**問合せ** 役場総務課 ☎ 296-1214



鳩山町職員（技術系・学芸員）を募集します

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職（技術系）	若干名	次の要件のすべてを満たしている方 ①昭和58年4月2日以降に生まれた方 ②土木・建築・機械・電気（以下「土木等」という。）の専門課程を修了した方 または土木等の1年以上の実務経験（設計、施工、工事監理等）がある方 ③普通自動車運転免許を有する方（採用時点までに取得見込の者を含む）
一般事務職（学芸員）	1名	次の要件のすべてを満たしている方 ①昭和58年4月2日以降に生まれた方 ②大学または大学院で考古学または美術・中・近世史（子文書）のうちいずれかを専攻し、学芸員資格を有する方（採用時点までに取得見込の方を含む） ③試掘調査・発掘調査（どちらか一つでも可）の経験がある方 ④考古遺物の整理作業（復元・実測・トレース等）の経験がある方 ⑤普通自動車運転免許を有する方（採用時点までに取得見込の方を含む）

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■**採用予定日** 令和6年4月1日（月）

（予定）

■**受付期間** 令和5年12月22日（金）まで

■**試験方法** SPI3（能力検査・性格検査、65分）

■**申込方法** 電子申請での申し込みを原則とします。詳細は、鳩山町ホームページ掲載の採用案内をご覧ください。

【第2次試験（第1次試験合格者）】

■**日時** 令和6年1月29日（月）（予定）

■**場所** 鳩山町役場（予定）

■**試験方法** 面接試験

※日時、場所は都合により変更する場合があります。

■**問合せ** 役場総務課 職員・人権政策担当

☎ 296-1214

【第1次試験（筆記試験）】

■**日時** 令和6年1月9日（火）～1月18日（木）の期間中に別途案内する方法で受験

■**場所** 御茶ノ水ソラシティ（東京都内テストセンター）



令和5年度さわやか健康教室の参加者募集！

いつまでも健康でいきいきと過ごすための三本柱の「運動・栄養・社会参加」のポイントをわかりやすく学ぶことができる講座です。

※この教室は、町地域包括支援センターと鳩山町健康づくりサポーターの会との協働で、東京都健康長寿医療センター研究所の支援のもと開催します。

■対象者 町内在住の65歳以上の方

■会場 町地域包括ケアセンター

■時間 ②、⑤、⑥は午前10時から正午（受付：午前9時40分から）、
それ以外は午後1時30分から3時30分（受付：午後1時10分から）

※実施内容及び日程については表のとおり

- 参加費 無料
- 参加申込 12月11日（月）から12月20日（水）まで電話で申し込みをお願いします。
- 定員 20人（新規参加者を優先）
- その他 申込者には参加申込書、アンケート、教室のプログラム等送付します。6回以上出席された方に修了証書をお渡しします。修了者は健康づくりサポーターとして活動することができます。
- ※2月16日の公開講座の詳細は広報1月号等でご案内します。
- 申込先・問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

日時	内容	講師
① 令和6年1月12日（金） 午後1時30分～3時30分	開講式、オリエンテーション フレイル予防の重要性 健康づくりサポーターの活動とさわやか健康教室について 準備体操 体力測定①	①東京都健康長寿医療センター研究所 ②町職員 ③健康づくりサポーターの会
② 1月19日（金） 午前10時～正午	フレイル予防のための運動講座（前半）	東京都健康長寿医療センター研究所
③ 1月26日（金） 午後1時30分～3時30分	自宅で行えるフレイル予防の体操 体をつくり動かすための“食”を学ぼう グループワーク	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所
④ 2月2日（金）午後1時30分～3時30分	自宅で行えるフレイル予防の体操 しっかり噛んでおいしく食べる健口講座 グループワーク	健康づくりサポーターの会 埼玉県歯科衛生士会 歯科衛生士
⑤ 2月6日（火） 午前10時～正午	フレイル予防のための運動講座（後半）	東京都健康長寿医療センター研究所
⑥ 2月16日（金） 午前10時～正午	公開講座 社会参加と健康について（仮）	東京都健康長寿医療センター研究所
⑦ 2月21日（水）午後1時30分～3時30分	自宅で行えるフレイル予防の体操 みんなで支え合う地域づくり～地域の資源を知ろう～ グループワーク	健康づくりサポーターの会 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
⑧ 3月1日（金）午後1時30分～3時30分	準備体操 体力測定② 体力測定結果説明等	東京都健康長寿医療センター研究所 町職員・健康づくりサポーターの会
⑨ 3月8日（金）午後1時30分～3時30分	自宅で行えるフレイル予防の体操 いきいきチェック表の見方 次のステップについて（グループワーク）、閉講式	健康づくりサポーターの会 町職員



子ども医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度・重度心身障害者医療費支給制度について

次の3医療費制度とも、保険外費用（健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等）や学校等でのけがなどにより災害給付金（スポーツ共済）が支給される場合は支給対象外となります。また、加入されている健康保険からの附加給付金や高額療養費が支給される場合はその額を控除して支給します。

埼玉県内の医療機関で受診された場合、保険証と支給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。ただし、一部負担金が同一医療機関で2万1,000円以上かかる場合や、窓口払い不要対象外の医療機関で受診される場合には、窓口払いが必要となりますので、受診医療機関にご確認ください。

■子ども医療費支給制度

お子さんが医療機関等で受診した場合に、保険診療による一部負担金を支給します。

▶対象 高校修了前まで（18歳到達後最初の年度末までの各種健康保険制度に加入しているお子さん

■ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭（母子・父子）等の皆さんが、医療機関

等で受診した場合に、保険診療による一部負担金を助成する制度です。

▶対象 ひとり親家庭もしくは両親のどちらかに一定以上の障がいがある家庭、もしくは両親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等と子ども（子どもに障がいがある場合は20歳まで）

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

■重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関などで受診した際の医療費の一部負担金を助成する制度です。

▶対象 身体障害者手帳1級から3級、4級（一部）所持者、療育手帳A、B所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

※支給について所得制限があります。また、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



適正受診のご協力及びジェネリックの利用をご検討ください

今後も制度の運営を維持するため、皆様のご協力をお願いします。

◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。

◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された薬のことです。ジェネリッ

ク医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。（すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。かかりつけ医師や薬剤師にご相談ください。）ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

教員を募集しています！鳩山町の小学校で働いてみませんか。

- 募集職種 小学校教諭
- 勤務日 週5日フルタイム（勤務時間7時間45分、休憩時間45分）
- 資格 教員免許状（小学校もしくは中学校）
- 給与 月給制

■その他 年齢は問いません。教員免許状をお持ちの方は下記までご連絡ください。

■問合せ 町教育委員会事務局 ☎ 296-1227

